

○吉野川市企業立地促進条例

平成16年10月1日
条例第175号

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地促進を図るため、必要な奨励措置等を講じることにより、市民の雇用機会を拡大するとともに、本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 営利の目的をもって事業を営む者をいう。
- (2) 企業の立地 本市に企業等が事業所の新設、増設又は移設を行うことをいう。
- (3) 事業所 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G—情報通信業、大分類H—運輸業、郵便業、大分類I—卸売業、小売業並びに大分類K—不動産業、物品賃貸業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業及び大分類R—サービス業(他に分類されないもの)のうち別表に掲げる業種その他産業の振興と雇用機会の拡大に資するものとして市長が特に認めるもの用に供する施設をいう。
- (4) 新規地元常用従業者 企業の立地に伴い新たに雇用される従業員で規則で定めるものをいう。
- (5) 投資固定資産総額 企業の立地の用に供する地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得価格の総額をいう。
- (6) 新設 本市に事業所を有しない企業等が、本市内に事業所を設置すること、又は現に本市に事業所を有する企業等が、当該事業所と異なる業種の事業所を設置することをいう。
- (7) 増設 本市に事業所を有する企業等が、事業規模を拡大する目的で、当該事業所が存する場所以外の本市内の場所において、当該事業所と別に事業所を設置すること、又は既存の事業所を拡大することをいう。
- (8) 移設 本市に事業所を有する企業等が、事業規模を拡大する目的で当該事業所を廃止し、当該事業所が存する場所以外の本市内の場所に事業所を設置することをいう。
- (9) 中小企業 企業等のうち中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(援助、便宜の供与等)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、企業の立地をしようとする者に対し、次に掲げる援助、あっせん又は便宜の供与をすることができる。

- (1) 必要な用地等の確保に関する協力
- (2) 必要な資金の確保に関する協力
- (3) 従業員の確保に関する協力
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(奨励措置)

第4条 第1条の目的を達成するため、第6条に規定する指定事業者に対し、次の奨励措置を講ずることができる。

- (1) 企業立地促進奨励金の交付
 - (2) 雇用奨励金の交付
- 2 企業立地促進奨励金及び雇用奨励金(以下「奨励金」という。)は、企業の立地をした場合に交付する。

(奨励金の額)

第5条 企業立地促進奨励金の額は、次の表の左欄に掲げる企業の立地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の右欄に定める額とする。

企業の立地の区分	年度	企業立地促進奨励金の額
新設	新設後最初に当該新設に係る固定資産税額が賦課されることとなった年度から翌々年度まで	当該新設に係る固定資産税相当額
	新設後最初に当該新設に係る固定資産税額が	当該新設に係る固定資産税相当額

	賦課されることとなった年度から起算して3年 度及び4年度を経過した年度	額に2分の1を乗じて得た額
増設又は移設	増設又は移設後最初に当該増設又は移設に係 る固定資産税額が賦課されることとなった年 度から翌々年度まで	当該増設又は移設に係る固定資 産税相当額

2 雇用奨励金の額は、新規地元常用従業者1人につき50万円を乗じて得た額とする。

(指定用件)

第6条 市長は、次の要件に適合する企業のうち、適當と認めたものをこの条例の規定による奨励措置を受けることができる者(以下「指定事業者」という。)として指定するものとする。

- (1) 市内に3,000平方メートル以上の事業所用地(借地を含む。以下同じ。)を取得し、かつ、当該用地の取得の日から起算して3年以内に操業を開始すること。ただし、日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業にあっては、この限りでない。
- (2) 操業開始の日から起算して1年以内に5人以上(中小企業にあっては、1年以内に2人以上)の新規地元常用従業者を雇用すること。
- (3) 投資固定資産総額が2,000万円以上(中小企業にあっては、1,000万円以上)であること。
- (4) 企業の立地に係る事業所について、公害の発生のおそれがないこと、又は公害の発生の防止に必要な措置を講じていること。

(指定の申請)

第7条 前条の規定による指定を受けようとする企業等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(指定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適當と認めるときは、指定を行うものとする。

2 市長は、前項の指定を行うに当たっては、必要な条件を付すことができる。

(変更の届出)

第9条 指定事業者及び第7条の規定による申請をした企業等は、当該申請の内容を変更をしたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その者に対し、当該指定について必要な条件を付すことができる。

(指定の承継)

第10条 市長は、合併、分割、営業譲渡、相続その他の事由により指定事業者に異動が生じた場合において、適當と認めるときは、その承継人を指定事業者とみなすことができる。

(奨励金の交付)

第11条 奨励金は、企業の立地をした事業所の操業開始に伴い、当該指定事業者に対して課される市税が完納された年度以降に交付する。

第12条 この条例に基づく奨励措置は、市が行っている他の制度による補助金等の交付を受けている企業等に対しては、行うことができない。

(指定の取消し)

第13条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 第6条の指定用件を欠くに至ったとき。
- (2) 事業所の事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき。
- (3) 第8条第2項又は第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 事業所をその事業以外の用途に供したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により、指定若しくは奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (6) 前項に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反する行為があったとき。

(操業開始報告)

第14条 指定事業者は、事業所の継続的な使用を開始したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(報告又は調査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第3条の規定による援助、あっせん又は便宜の供与を受けた者及び第4条の規定による奨励措置を受けた者に対し、報告又は資料の提出を求める

ことができる。

(適用除外)

第16条 第4条第1項第1号の奨励措置は、次に掲げるものには適用しない。

(1) 吉野川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成23年吉野川市条例第2号)第2条第1項の規定に基づく課税免除の要件を満たす固定資産

(2) 吉野川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成23年吉野川市条例第3号)第3条第1項の規定に基づく課税免除の要件を満たす固定資産

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月26日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の吉野川市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に同条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった者に係る奨励措置について適用し、同日前に改正前の吉野川市企業立地促進条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月28日条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月22日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の吉野川市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に同条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった者に係る奨励措置について適用し、同日前に改正前の吉野川市企業立地促進条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

附 則(平成29年12月18日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

業種	業種の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類702—産業用機械器具賃貸業及び小分類703—事務用機械器具賃貸業
学術・開発研究機関	日本標準産業分類に掲げる中分類71—学術・開発研究機関
デザイン業	日本標準産業分類に掲げる小分類726—デザイン業
労働者派遣業	日本標準産業分類に掲げる小分類912—労働者派遣業
コールセンター業	日本標準産業分類に掲げる細分類9294—コールセンター業

○吉野川市新設等事業所への転勤等による転入世帯家賃補助金交付要綱

平成26年3月31日
告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、吉野川市における企業誘致及び定住促進を図るため、市内に新設、増設又は移設する事業所に転勤等により新たに勤務するために、転入して市内の民間賃貸住宅に居住することになった者が属する世帯に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項については、吉野川市補助金交付規則(平成16年吉野川市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新設 市内に事業所を有しない企業等が、市内に事業所を設置すること、又は現に市内に事業所を有する企業等が、当該事業所と異なる業種の事業所を設置することをいう。
- (2) 増設 市内に事業所を有する企業等が、事業規模を拡大する目的で、当該事業所が存する場所以外の市内の場所において当該事業所と別に事業所を設置すること、又は既存の事業所を拡大することをいう。
- (3) 移設 市内に事業所を有する企業等が、事業規模を拡大する目的で当該事業所を廃止し、当該事業所が存する場所以外の市内の場所に事業所を設置することをいう。
- (4) 民間賃貸住宅 建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結して自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅
 - イ その他市長がこの告示の趣旨に合わないと認める住宅
- (5) 家賃 賃貸借契約に定められた家賃の月額をいう。ただし、共益費、駐車場使用料等の直接住宅の賃料等と認められないものを除く。
- (6) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給し、又は負担する住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (7) 実質家賃負担額 家賃から住宅手当を差し引いた額をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる世帯(以下「補助対象世帯」という。)は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 企業等が工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条に規定する特定工場又は吉野川市企業立地促進条例(平成16年吉野川市条例第175号)の規定の適用を受ける事業所を新設し、増設し又は移設することに伴い、当該事業所へ転勤等により新たに勤務することになった者(正規従業員として雇用される者に限る。)が属する世帯であること。
- (2) 世帯全員が市内の民間賃貸住宅に居住し、当該民間賃貸住宅の所在地により住所を定め、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民票への記載がなされていること。
- (3) 世帯全員が転入した日前1年間に市内に住所を有していない者であって、転入した日から1年以上継続して市内に住所を有すること。
- (4) 世帯に属する者のいずれかが居住する民間賃貸住宅に係る賃貸借契約の借主であること。
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) 世帯全員が市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (7) 家賃を滞納していないこと。
- (8) 世帯全員がこの告示の規定による補助金の交付を受けたことがない者であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、1世帯当たり月額1万円とする。ただし、実質家賃負担額が1万円に満たない場合は、実質家賃負担額とする。

2 補助金の交付対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、次条第1項の規定による補助金の交付申請の日の属する月の翌月から起算して24月を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(補助対象世帯に属する者に限る。以下「申請者」という。)は、吉野川市新設等事業所への転勤等による転入世帯家賃補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げ

る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 就労状況等証明書(様式第2号)
- (2) 賃貸借契約を締結していることを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、引き続き次年度分の補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月末日までに市長に対し更新の申請をしなければならない。

3 第1項の規定は、前項の更新の申請について準用する。この場合において、第1項各号に掲げる添付書類の一部は、省略することができるものとする。
(補助金の交付申請の期限)

第6条 申請者は、第3条第1号に規定する事業所が新設、増設又は移設をし、操業を開始した日から起算して3年を経過する日までに前条第1項の補助金の交付申請をしなければならない。
(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、吉野川市新設等事業所への転勤等による転入世帯家賃補助金交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。
(補助金の実績報告)

第8条 規則第4条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付の決定の日の属する年度の翌年度の4月末日までに吉野川市新設等事業所への転勤等による転入世帯家賃補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、年度の途中で補助対象期間が終了したときは、速やかに当該実績報告書により市長に報告しなければならない。

- (1) 家賃納入証明書(様式第5号)又は家賃の支払が確認できる書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定の通知)

第9条 規則第12条第2項の規定による通知は、吉野川市新設等事業所への転勤等による転入世帯家賃補助金交付額確定通知書(様式第6号)によるものとする。
(補助金の交付請求)

第10条 規則第13条第2項の規定による補助金の交付の請求は、吉野川市新設等事業所への転勤等による転入世帯家賃補助金交付請求書(様式第7号)によるものとする。
(現況調査)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し、補助対象世帯となる要件の現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に転入した補助対象世帯に属する者が賃貸借契約を締結し、借り受けた民間賃貸住宅の家賃に係る補助金について適用する。

様式第1号(第5条関係)

○吉野川市買い物支援等対策事業補助金交付要綱

平成26年3月31日
告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、日常生活に必要な食料品、日常生活用品等(以下「食料品等」という。)の購入が困難な地域を解消することにより、高齢者をはじめとする市民の生活を守るとともに、生活の利便性を確保することを目的として、移動販売を行う事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項については、吉野川市補助金交付規則(平成16年吉野川市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「移動販売」とは、商品を配達し、販売するための設備を設けた車両(以下「移動販売車」という。)を使用し、市内を巡回して食料品等を販売することをいう。ただし、特定の品目のみの販売及び特定の世帯又は施設に訪問して行う販売を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所及び主たる事業所を有する者
- (2) 市内において食料品等の移動販売を行う者又は行う予定の者
- (3) 1週間に1回以上又は月に4回以上市内で移動販売を行うことができる者
- (4) 補助金の交付を受けてから3年以上継続して移動販売を行う意思がある者
- (5) 市税を滞納していない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
移動販売車に係る重量税、自賠責保険料、印紙代、車検代行料等の経費	補助対象経費の額又は移動販売車の総重量区分ごとに次に定める額のいずれか少ない額 (1) 1.0tまで 30,000円 (2) 1.0tを超えて2.0tまで 40,000円 (3) 2.0tを超えて2.5tまで 45,000円 (4) 2.5tを超えて3.0tまで 50,000円 (5) 3.0tを超えて4.0tまで 60,000円 (6) 4.0tを超えて5.0tまで 70,000円
移動販売車の購入及び改造に要する経費(車両本体に係る経費に限る。)	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 移動販売車の車庫等の新設、修繕等に要する経費
- (2) その他補助することが適当でないと認められる経費

3 第1項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費が確認できる書類
- (2) 買い物支援等対策事業計画書(様式第1号)
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 承諾書(様式第3号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに、規則第11条第1号に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費の明細及び金額が確認できる書類
- (2) 補助金の交付を受けて取得した移動販売車又は効用の増加した箇所の写真
- (3) 移動販売車の自動車検査証の写し

(補助金の返還等)

第7条 市長は、規則第16条に規定するもののほか、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 補助金の交付の申請の日から3年以内に移動販売を止めたとき。
- (2) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を売却し、又は譲渡したとき。
- (3) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

(関係書類の保存)

第8条 補助金の交付を受けた者は、規則第17条に定める書類及び帳簿等を当該補助金の交付を受けた日後5年間保存しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

○吉野川市商業地域活性化支援事業補助金交付要綱

平成25年3月29日
告示第16号

(趣旨)

第1条 この告示は、商業地域の活性化とにぎわいの形成を図るため、空き店舗を活用して小売業等を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて定めるものとし、この告示に定めるものほか必要な事項については、吉野川市補助金交付規則(平成16年吉野川市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。
- (2) 空き店舗 次に掲げる要件の全てに該当する施設で、市長が認めるものをいう。
 - ア 1月以上事業の用に供されていない商業地域内の店舗、事務所、倉庫等の施設であること。
 - イ 1階部分又は1階部分を含む複数の階を一体的に使用するものであること。
 - ウ 入口が公道に接していること。
- (3) 小売業等 小売業、飲食店業又はサービス業その他商業地域の集客やイメージアップに有効でまちづくりに寄与すると市長が認める業種又は事業をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、新たに空き店舗を活用して自ら小売業等を営む者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 同一の場所において2年以上継続して小売業等を営むことができる個人、法人又は団体であること。
- (2) 商業地域内の店舗移転でないこと。
- (3) 1日の営業時間が6時間以上で、そのうち午前9時から午後5時までの間の営業時間が2時間以上であり、かつ、週5日以上営業していること。
- (4) 市町村税を完納していること。
- (5) 空き店舗の所有者若しくはその親族又は所有者と密接な関係がある者でないこと。
- (6) 過去に、この告示に基づく補助金又は国、徳島県若しくは市が実施する他の助成制度による助成金等の交付を受けていないこと。
- (7) 出店に必要な資金の20パーセント以上の自己資金を有していること。
- (8) この告示に基づく補助金の交付申請前に、既に当該申請に係る空き店舗の使用又は改装工事を開始していないこと。
- (9) 出店に際し、関係法令等に基づく許認可又は資格が必要な場合において、当該許認可又は資格を現に有し、又は出店までに取得する見込みがあること。
- (10) フランチャイズ方式等による事業(商業地域の活性化に特に寄与するものと市長が認めるものを除く。)でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、次のとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

事業の区分	補助対象経費	補助金の額
改装費	空き店舗の改装に要する経費(内装工事、外装工事、給排水設備工事、サイン工事及び電気工事に要する経費に限る。)	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。
賃借料	空き店舗の賃貸借の期間の初日の属する月の翌月から起算して1年を経過した日の属する月までの期間の賃借料(礼金及び敷金を除く。)	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、月額3万円を限度とする。

2 改装費に係る補助金の交付は、一の補助対象者につき1回に限るものとする。

3 改装費に係る工事は、市内に主たる事業所を有する者が行うものとする。ただし、市長が特に認め場合は、この限りでない。

(事業の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金の交付の対象となる事業に係る事業認定申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて市長に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるものについては、その書類の全部又は一部を省略することができる。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書

(3) 空き店舗の位置図、平面図及び写真

(4) 改装費の場合にあっては、図面、見積書並びに改装前の空き店舗の内装及び外装写真

(5) 貸借料の場合にあっては、賃貸借契約を証する書類

(6) 市町村税の納税証明書

(7) 出店に必要となる許認可又は資格を証する書類の写し

(8) 法人の決算報告書又は個人の所得税青色申告計算書若しくは収支内訳書

(9) 法人の定款、規約、会則等

(10) その他市長が必要と認める書類

(事業の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業認定(不認定)通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定による申請は、前条の規定による認定を受けた後、速やかに行わなければならない。ただし、当該認定の対象となる期間が2年度にわたる場合における最終の年度に係る申請は、当該年度の4月10日までに行わなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による報告は、改装費の場合にあっては改装工事完了後速やかに、賃借料の場合にあっては年度ごとに当該年度の翌年度の4月10日までにしなければならない。

2 規則第11条第4号に規定する市長が必要と認める書類は、補助対象経費に係る領収書又は支出を証明する書類の写し並びに改装後の店舗の内装及び外装の写真(改装費の場合に限る。)とする。

(交付の時期等)

第9条 空き店舗の賃借料に係る補助金は、四半期ごとにその交付を受けることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則第13条に定める補助金等交付請求書に領収書その他の支出を証する書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実施状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に係る事業の実施状況について、実施状況報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。この場合において、改装費及び賃借料の双方の補助金の交付を受けた者は、第1号に定める期間に係る実施状況を報告するものとする。

(1) 改装費 空き店舗の改装工事完了後に営業を開始した日から1年を経過するまでの期間及び当該1年を経過した後1年を経過するまでの期間

(2) 賃借料 空き店舗の賃貸借の期間の初日から1年を経過するまでの期間及び当該1年を経過した後1年を経過するまでの期間

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に空き店舗の改装に係る請負契約又は賃貸借契約を締結したものに係る補助金について適用する。

附 則(平成28年3月25日告示第21号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第4項の改正規定は、同年3月25日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の吉野川市商業地域活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以後に空き店舗の改装に係る請負契約又は賃貸借契約を締結したものに係る補助金について適用し、同日前に空き店舗の改装に係る請負契約又は賃貸借契約を締結したものに係る補助金については、なお従前の例による。

様式第1号(第5条関係)

別表1-1（ワンストップ相談窓口）【拡充】

市町村が実施する創業支援事業（吉野川市）

創業支援事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・現在、本市役所には創業に特化した相談窓口は設置していないが、本市商工観光課及び（公財）とくしま産業振興機構等の創業支援事業者に、本市住民から創業に関する相談が10件（平成26年度）あった。
<ul style="list-style-type: none">・今回市役所に、創業支援事業者等と連携して創業相談を受ける窓口を新たに設置し、相談受け入れ体制とPR（窓口の設置や創業後のフォローアップ体制等）を強化することで創業相談件数の増加を図る。これにより、本市商工観光課及び（公財）とくしま産業振興機構等の創業支援事業者における平成26年度相談件数実績数の約4倍の年間延べ40人程度の相談受付を目標とする。
<ul style="list-style-type: none">・相談者に対しては、創業支援事業者等と密接に連携・協力しつつ、適切な支援制度の案内や活用を促し、年間相談件数の約1割程度（5人）の創業実現を目指とする。
<ul style="list-style-type: none">・支援対象者数 年間延べ40人、創業者数 年間5人
<ul style="list-style-type: none">・本事業計画に基づき、計画全体で年間創業支援数延べ80人、年間創業者創出目標延べ16人（実数では5人）とする。
<ul style="list-style-type: none">・なお、各計画事業の創業者数は、
別表1-1 ワンストップ相談窓口 5人
別表2-1 徳島県 女性起業塾 1人
別表2-2 （公財）とくしま産業振興機構 起業力養成講座 1人
別表2-3 （一社）徳島ニュービジネス協議会 イブニングセミナー 1人
別表2-4 吉野川商工会議所 相談支援窓口 3人
別表2-5 吉野川市商工会 相談支援窓口 1人
別表2-6 （公財）とくしま産業振興機構 創業セミナー 1人
別表2-7 （公財）とくしま産業振興機構 創業相談窓口・個別指導 3人
※ただし上記事業は相互に関連し合うものもあるため、一人の創業者が複数の支援事業を活用することが想定される。
創業支援事業の内容及び実施方法
（1）創業支援事業の内容
<ul style="list-style-type: none">・市役所内に創業支援の「ワンストップ相談窓口」を設け、創業支援事業者等と連携し、様々な創業時の相談・課題等を解決する。「ワンストップ相談窓口」には、市商工観光課の創業担当職員2名を配置し、相談対応を行うとともに、創業支援事業者等の各相談窓口と連携し、情報交換を密に図る。
<ul style="list-style-type: none">・市は、ホームページ等により、創業に関する支援施策等の情報発信を積極的に行うとともに、メール等でも相談を受け付け、創業支援事業者等と情報交換等を行い回答することとする。
<ul style="list-style-type: none">・創業支援事業者等の窓口においても、市が実施する創業支援事業の紹介を行う。
<ul style="list-style-type: none">・「ワンストップ相談窓口」では、本計画を一貫して円滑に実施するため、各創業支援事業の進捗や達成状況、課題を確認し、事業の手法や構成の見直し、改善を行い、必要に応じて、新たな創業支援事業者を加えるなど本計画の拡充を図る。
1. 地域での創業を巡る現在の状況

本市では、商業・工業などの一定の集積はみられるが、近年の厳しい経済状況等により事業所数や小売業年間商品販売額、製造品出荷額等が減少しており、今後も人口の減少が予想されるため、商工業を巡る環境は厳しい状況にある。こういったことを背景に、市では創業件数も他の市町村と比較して少数にとどまっているものと考えられる。

2. 地域での創業を阻害していると思われる要因

本市での創業を阻害している要因としては、創業に関係すると想定される各機関と密に連携ができておらず、創業者支援のための体制が構築できていないことが考えられる。

3. 2の要因を解決するために必要と考えられる事項(創業支援事業を必要とする事項)

吉野川市は、豊富な農林資源、観光資源など様々な創業に活用できる地域資源があり、必ずしも創業に適さない地域であるとは考えられない。そのため、創業支援のための体制をつくることで、創業の活性化が図られると考えられる。よって、まず市が「ワンストップ相談窓口」として各機関を結ぶ連携窓口となり、各機関とも連携をしたうえで、創業相談から創業までスムーズな支援をはかる。また、創業希望者が創業や経営のノウハウを習得するための支援をはかる。更に、市の創業支援の情報についても各連携機関で周知をしてもらうことで、市内の創業を促進させる。

【創業に必要な要素と各連携機関が担う役割】

1. 地域資源の活用の仕方(地域に眠る宝への気づき)

本市は、「美郷の梅」等の農産物に恵まれており、今後これらの地場産品等の地域資源を活用して創業するケースも想定される。吉野川商工会議所及び吉野川市商工会と連携し、資源提供者とのマッチングや、販路開拓についてのアドバイス等の支援を行う。

2. ターゲット市場の見つけ方

市、吉野川商工会議所及び吉野川市商工会等は、連携して、市場のニーズを把握し、創業相談者に対して情報提供を行う。

3. ビジネスマodelの構築の仕方

市、吉野川商工会議所及び吉野川市商工会等は、連携して、顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また徳島県、(公財)とくしま産業振興機構及び(一社)徳島ニュービジネス協議会とも連携をし、特定創業支援事業等にて、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。

4. 売れる商品・サービスの作り方

市、吉野川商工会議所、吉野川市商工会、(公財)とくしま産業振興機構及び(一社)徳島ニュービジネス協議会等は連携して、専門家派遣等の制度を活用し、商品・サービス作りのためのアドバイスを行う。また、商品作り全般にわたり、連携する各機関の支援・協力を仰いで実施をする。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

市、吉野川商工会議所、吉野川市商工会、(公財)とくしま産業振興機構及び(一社)徳島ニュービジネス協議会等は連携して、専門家派遣等の制度を活用し、販売先、ターゲット、販売方法、価格についてのアドバイスを行い、市が各機関と連携をして販路開拓のためのマッチング支援を行う。

6. 資金調達

市、吉野川商工会議所及び吉野川市商工会等は、連携して、書類作成補助、補助金等の作成支援等など、資金調達へのアドバイスを行う。また市内金融機関等も、資金調達について必要に応じて相談・アドバイスを行う。

7. 事業計画書の作成

市、吉野川商工会議所及び吉野川市商工会等は、連携して、事業計画の策定、計画書の作成について専門家と共にアドバイスを行う。

8. 許認可、手続き

市が、創業手続き・許認可についてのアドバイス、各機関への連絡を行う。また税務及び労務管理等の高度な知識を必要とする場合は、吉野川商工会議所、吉野川市商工会、(公財)とくしま産業振興機構及び(一社)徳島ニュービジネス協議会等と連携し、アドバイスを行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

市、吉野川商工会議所及び吉野川市商工会等は、連携して、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

【各事業の共通事項について】

<事業の周知>

- ・市及び創業支援事業者等は、本計画における支援事業の開催案内等について、お互いが協力しあい、広報紙やホームページへの掲載等を行い、広く市民や創業希望者に周知を図る。

<支援の対象>

- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者には、支援を行わないものとする。
- ・なお、業種だけでは判断が難しい事業については、必要に応じ、新たに開始しようとする事業の内容に係る確認書等の提出を求め、当該事業の内容に問題があると認められる場合は、支援を行わないこととする。

<特定創業支援事業証明書発行手順>

- ・別表2-1参照。
- ・別表2-2参照。
- ・別表2-3参照。
- ・別表2-6参照。
- ・別表2-7参照。

<設定した目標に対する事業の進捗状況の確認>

- ・市及び創業支援事業者等は、本計画に記載する各種支援事業で支援した相談窓口への来訪者などの数を管理して名簿や集計表の作成等により把握するとともに、複数回相談に来た者や創業希望者等に対しては、予め、実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、アンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。
- ・この名簿や確認状況の集計は、市が個人情報に配慮した上で適切に管理・保存する。

<創業後の継続支援>

- ・創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について、市及び創業支援事業者等は、認定支援機関、よろず支援拠点や中小企業基盤整備機構の専門家に繋ぐなど、創業を行った者に対する実効性の高い継続支援を行う。
- ・吉野川市は、吉野川商工会議所及び吉野川市商工会などと連携し、相談者の創業状況や創業後も継続的なフォローアップを行う。
- ・平成21年度から取り組んでいる「吉野川市ブランド認証制度」を活用し、市のブランド品として認証された製品、商品については、「ふるさと納税」記念品とするなど積極的なPR活動等を行い、販路開拓、販路拡大に向けた取り組みや、創業者が自ら展示会等に出店する際に

かかる旅費等の経費の一部を補助することなどにより創業後のフォローアップに努める。

また、同制度の認証委員である、徳島県、吉野川商工会議所及び吉野川市商工会などと連携し、品質の保持・改善や消費者のニーズにあった新商品開発などについて支援を行う。

・吉野川市が指定する区域内において、空き店舗を活用し小売業、飲食店などの事業を始めた創業者に対し、店舗の賃借料及び改装費の一部を一定の期間補助し、吉野川商工会議所及び吉野川市商工会などと連携し経営指導などのフォローアップを行う。

・吉野川市において企業情報の収集、整備などを行い、吉野川市が独自で運営する「企業情報データベース」を活用することにより、創業者のPRや他企業とのマッチング、受注の促進、企業間の情報交換などを積極的に支援する。また、「企業情報データベース」に求人情報を掲載することにより、雇用の確保などを支援する。

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・市役所商工観光課に担当者2名(兼務)を配置し、平日8時30分～17時15分まで相談対応を行う。
- ・中小企業庁の「ミラサポ」等を活用し、国、県、市の支援施策の情報提供を行うとともに、市が創業支援事業者等の支援策をとりまとめ、市のホームページや広報誌への掲載、創業支援事業者等の窓口での周知などにより市民に広くPRする。
- ・相談があった際は、その状況を聞き取り、市役所各課や創業支援事業者等と協力して、各種情報提供やアドバイス、創業支援事業者等による支援の活用(特定創業支援事業の活用等)を促す。ただし、創業支援事業者等と連携をとる場合は、創業希望者本人に確認をとり、個人情報の守秘義務に配慮しながら情報の共有を図るものとする。
- ・本計画を一貫して円滑に実施するため、毎年度適宜、各創業支援事業の進捗や達成状況、課題を確認する。

計画期間

平成 27 年4月1日～平成 32年3月31日

変更箇所については、平成29年10月1日～平成32年3月31日

別表2－1（徳島県 女性起業塾）【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	徳島県
(2) 住所	徳島県徳島市万代町1丁目1番地
(3) 代表者の氏名	徳島県知事 飯泉 嘉門
(4) 連絡先	徳島県商工労働部企業支援課 商業振興・経営支援担当 主事 吉川 貴大 電話088-621-2367 FAX088-621-7910
創業支援事業の目標	
・徳島県は、県内全市町村在住者に対し、年間延べ400人(キックオフ定員100名、他定員50人×6回)を対象とする「女性起業塾」を開催する。 ・本事業は平成26年度から実施しており、平成26年度は受講生のうち3人が創業している。今回各市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携し、きめ細やかなフォローアップを図ることにより、10人の創業実現を目指す。 ・本事業は、県内全市町村在住者を対象としているが、徳島市内で開催しているため、参加者の6割以上は徳島市在住者または徳島市での創業希望者である。 ・よって、本計画(吉野川市)における本事業による支援対象は、市在住者に対してワンストップ相談窓口や広報等によるPR強化を図ることで、5人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目標とする。 ・支援対象者数 年間5人(吉野川市目標)、創業者数 年間1人(吉野川市目標)	
創業支援事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援事業の内容<女性起業塾>【拡充・特定創業支援事業】 ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅し、主に女性(男性の受講も可)を対象にした「女性起業塾」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「女性起業塾」は年1回開催し、土日など就業者でも参加しやすい日程を設定する。 ・講師として、中小企業診断士・税理士・社会保険労務士等の士業、創業コーディネーター等を招聘する。 ・平成28年度は、以下全7回(1回3時間)の講座を、約4ヶ月間継続して実施した。なお講座の構成は、毎年度見直すこととする。 ・「女性起業塾」のうち、本計画における「特定創業支援事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類([経営][財務][人材育成][販路開拓])のいずれかに指定する(複数指定することも可。)。 ・特定創業支援事業の資格を満たす条件は、4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)し、かつ全体の5割以上の出席をして4つの知識を身につけたと認められる受講者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。	
※平成29年度 講座内容と分類 ①キックオフ講座【経営、販路開拓】 ②2017年女性起業家オリエンテーション【経営、人材育成】 自分を知り活かす女性の起業 ③開業時に必要な販路開拓の心得7箇条【販路開拓】 ④事業計画書を作成してみよう【経営、財務】 ⑤開業するために必ず知っておきたい会計と税務の基本【財務】 ⑥開業に必要な法律相談【経営・人材育成】	

ビジネスコミュニケーション

⑦受講者のビジネスプレゼン&先輩起業家の事例発表・交流会

(2)創業支援事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・本事業に関するホームページを立上げ、カリキュラム内容の情報発信を行う。また、参加者アンケートを実施し、2年目以降のカリキュラム等の改善に役立てる。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

<特定創業支援事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援事業であり、要件を満たし「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援事業終了後、特定創業支援事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日

変更箇所については、平成29年10月1日～平成32年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書発行については、第13回認定日以後の申請が対象となる。

別表2-2 (公益財団法人とくしま産業振興機構 起業力養成講座)

【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 公益財団法人とくしま産業振興機構
(2) 住所 徳島県徳島市南末広町5番8-8号
(3) 代表者の氏名 理事長 熊谷 幸三
(4) 連絡先 総合支援部 副部長 住友 健、主任 出葉 真悟 電話088-654-0103 FAX088-653-7910
創業支援事業の目標
・公益財団法人とくしま産業振興機構は、県内全市町村在住者に対し、年間延べ300人(定員20人×15回)を対象とする「起業力養成講座」を開催する。 ・本事業は平成18年度から実施しており、平成26年度は19人が受講している。今回各市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携し、きめ細やかなフォローアップを図ることにより、受講者の約1割(2人)の創業実現を目指す。 ・本事業は、県内全市町村在住者を対象としているが、徳島市内で開催しているため、参加者の6割以上は徳島市在住者または徳島市での創業希望者である。 ・よって、本計画(吉野川市)における本事業による支援対象は、市在住者に対してワンストップ相談窓口や広報等によるPR強化を図ることで、5人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目指す。 ・支援対象者数 年間5人(吉野川市目標)、創業者数 年間1人(吉野川市目標)
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容<起業力養成講座>【拡充・特定創業支援事業】 ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅し、徳島大学と連携した「起業力養成講座塾」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「起業力養成講座」は年1回程度開催し、1ヶ月以上の継続的な期間で実施する。 ・講師として、大学の教授はじめ、中小企業診断士・税理士等の士業、創業コーディネーター等を招聘する。 ・平成29年度は、以下全15回(1回1.5時間)の講座を、約4ヶ月間継続して実施した。なお講座の構成は、毎年度見直すこととする。 ・「起業力養成講座」のうち、本計画における「特定創業支援事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに指定する(複数指定することも可。) ・特定創業支援事業の資格を満たす条件は、4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)し、かつ全体の4割超(平成29年度の場合、7講座以上)の出席をした受講者を、「特定創業支援事業」を受けた者とする。
※平成29年度 講座内容と分類
①基調講演【経営】 ②独立型ベンチャー成功のための理論【経営】 ③会社法の解説【財務】 ④資金調達と資本政策【財務】 ⑤直接金融【財務】 ⑥間接金融【財務】

- ⑦経営戦略とマーケティング【経営・販路開拓】
- ⑧企業会計の基礎知識【財務】
- ⑨ビジネスプラン作成のポイント【経営・人財育成】
- ⑩ビジネスプラン作成のための手法紹介・実践【経営】
- ⑪ビジネスプラン作成実習【経営】
- ⑫ビジネスプラン作成のブラッシュアップ【経営】
- ⑬企業経営の基礎・ベンチャー企業の立ち上げ【経営・人材育成】
- ⑭製品開発と知的所有権【経営・販路開拓】
- ⑮ビジネスプラン発表

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・本事業に関するホームページを立上げ、カリキュラム内容の情報発信を行う。また、参加者アンケートを実施し、2年目以降のカリキュラム等の改善に役立てる。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

<特定創業支援事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援事業であり、要件を満たし「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援事業終了後、特定創業支援事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日

変更箇所については、平成29年10月1日～平成32年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書発行については、第13回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-3 (一般社団法人徳島ニュービジネス協議会 イブニングセミナー)

【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	一般社団法人徳島ニュービジネス協議会
(2) 住所	徳島県徳島市東船場町2-21-2 阿波銀住友生命ビル3F
(3) 代表者の氏名	会長 三木 康弘
(4) 連絡先	課長 杉野 景 電話088-654-5411 FAX088-654-5510
創業支援事業の目標	
<ul style="list-style-type: none">一般社団法人徳島ニュービジネス協議会は、県内全市町村在住者に対し、年間延べ300人(定員20人×15回)を対象とする「イブニングセミナー」を開催する。本事業は平成16年度から実施しており、平成27年度は受講生のうち1人が創業している。今回各市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携し、きめ細やかなフォローアップを図ることにより、2倍の2人の創業実現を目指す。本事業は、県内全市町村在住者を対象としているが、徳島市内で開催しているため、参加者の8割以上は徳島市在住者または徳島市での創業希望者である。よって、本計画(吉野川市)における本事業による支援対象は、市在住者に対してワンストップ相談窓口や広報等によるPR強化を図ることで、5人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目指す。支援対象者数 年間5人(吉野川市目標)、創業者数 年間1人(吉野川市目標)	
創業支援事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援事業の内容<イブニングセミナー>【拡充・特定創業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none">基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅する「イブニングセミナー」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。イブニングセミナーは年1回開催し、学生やサラリーマンなど昼間に時間がとれない方も受講できるように、夜間(18:30~20:00)に実施する。講師として、中小企業診断士・税理士・社会保険労務士・弁護士等の士業、実際の経営者や創業コーディネーター等を招聘する。平成28年度は、以下全15回(1回1時間半)の講座を、約2ヶ月間継続して実施した。なお講座の構成は、毎年度見直すこととする。「イブニングセミナー」のうち、本計画における「特定創業支援事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに指定する(複数指定することも可。)。特定創業支援事業の資格を満たす条件は、4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)し、かつ全体の5割以上の出席をして4つの知識を身につけたと認められる受講者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。	
※平成28年度 講座内容と分類	
<ul style="list-style-type: none">①創業時の資金調達方法【経営・財務】②アイディアを活かしたビジネスプランの作り方【経営・販路開拓】③クラウドファンディング～資金調達の実例～【経営・財務】④ビジネスプランのブラッシュアップの方法【経営・販路開拓】⑤儲かる店舗の探し方【経営・販路開拓】	

- ⑥融資の活用【経営・財務】
- ⑦会計・財務管理の基礎知識1【経営・財務】
- ⑧創業のための法律知識【経営・人材育成】
- ⑨従業員を雇うための準備1【経営・人材育成】
- ⑩会計・財務管理の基礎知識2【経営・財務】
- ⑪従業員を雇うための準備2【経営・人材育成】
- ⑫WEBやSNSを創業の味方につけよう【経営・販路開拓】
- ⑬創業を成功に導くために【経営・人材育成】
- ⑭創業秘話【経営・人材育成】
- ⑮カフェメニュー最前線【経営・販路開拓】

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・本事業に関するホームページを立上げ、カリキュラム内容の情報発信を行う。また、参加者アンケートを実施し、2年目以降のカリキュラム等の改善に役立てる。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

<特定創業支援事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援事業であり、要件を満たし「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援事業終了後、特定創業支援事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間
平成29年4月1日～平成32年3月31日 変更箇所については、平成29年10月1日～平成32年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書発行については、第13回認定日以降の申請が対象となる。

別表2－4 相談支援窓口【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 吉野川商工会議所
(2) 住所 吉野川市鴨島町鴨島169-1
(3) 代表者の氏名 会頭 横本 孝
(4) 連絡先 経営指導員 杉友朋子 電話 0883-24-2274
創業支援事業の目標
吉野川市、吉野川商工会議所の広報・ホームページの活用により創業支援事業をPRし、年間10名の創業相談を行い、うち3人の創業を実現する。 創業相談に対しては初期段階での来所を促し、情報提供を行い、創業に関する疑問を早期解決していく。 また、創業予定者に対しては創業計画作成支援を行い、作成段階での課題については、各専門機関と連携し、解決を図り安定した経営が行えるよう支援していく。
・支援対象数 年間 10人 創業者数 年間 3人
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容 創業支援事業のPRにより創業者の掘り起しを行い、創業相談者に対しては創業支援担当職員により開業までを支援していく。 創業計画の策定については、四国経済産業局やとくしま産業振興機構などの専門機関と連携を図り精度の高い創業計画策定を支援する。 資金計画の作成については、㈱日本政策金融公庫徳島支店や地域金融機関等と連携し、安定した経営が行えるようアドバイスする。
(2) 創業支援事業の実施方法 ・吉野川市や当所、広報紙・ホームページ、リーフレットの配布により、広く市民や創業希望者に創業支援事業の周知を図る。 ・担当職員による創業相談を隨時行う(平日9時～17時)。創業相談件数の集計を行う。本人の了解が得られたものに関しては、個人情報や創業時期、場所の提供を受け創業実態として把握していく。 ・創業予定者に対しては経営計画策定を行い、創業に向け伴走支援を行っていく。 ・創業件数や創業実態の報告により、創業支援計画の進捗状況を確認し、対応していく。
計画期間
平成29年4月1日～平成32年3月31日 変更箇所については、平成29年10月1日～平成32年3月31日

別表2-5 相談支援窓口【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 吉野川市商工会	
(2) 住所 吉野川市山川町翁喜台117	
(3) 代表者の氏名 会長 犬伏 正春	
(4) 連絡先 経営指導員 塩田由香 電話 0883-42-5642	
創業支援事業の目標	
広報やWebを活用した創業支援事業のPRにより、創業に関する相談先を明確にし、創業相談者の増加を図る。そして、相談者に対して、適切な支援制度の案内や各専門機関との連携により、資金調達、税務、経理、労務等に対して、総合的なアドバイスを行い、実効性のある計画の策定を支援する。	
・支援対象数 年間5人	創業者数 年間1人
創業支援事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援事業の内容	
①創業支援事業のPRを強化し、創業機運を高め、創業の掘り起こしを行う。 ②相談窓口で第一次対応を行い、創業の基礎から資金・事業計画策定を支援する。 ③創業希望者の相談内容に応じて、適切な支援施策の活用や連携機関への橋渡しをする。 ④創業後のフォローアップ支援も継続して行う。	
(2) 創業支援事業の実施方法	
①広報紙、ホームページ等Web、チラシを活用して、市民に創業支援事業を周知する。 ②相談窓口(平日8:30～17:15)で商工会職員による第一次対応を行う。事業環境の認識や戦略等をヒアリングし、事業に必要な知識・情報を提供して事業計画策定に向けた支援を行う。 ③市や連携支援業者と協力体制をとり、相談内容に応じて連携支援事業者や専門家を紹介する。 ④創業後も定期的に巡回指導などにより、営業力、経理・財務力を強化するための支援を継続的に行う。経営面でのサポートに加え、事業者のネットワーク構築のサポートも行う。	
計画期間	
平成29年4月1日～平成32年3月31日 変更箇所については、平成29年10月1日～平成32年3月31日	

別表2－6（公益財団法人とくしま産業振興機構 創業セミナー）【拡充・特定創業支援事業】
 市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 公益財団法人とくしま産業振興機構	
(2) 住所 徳島県徳島市南末広町5番8-8号	
(3) 代表者の氏名 理事長 熊谷 幸三	
(4) 連絡先 総合支援部 副部長 住友 健、主任 出葉 真悟 電話 088-654-0103 FAX088-653-7910	
創業支援事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人とくしま産業振興機構は、県内全市町村在住者に対し、定員20人として4回の講義を集中的に行う「創業セミナー」を県東部・県南部・県西部にて開催する。 ・当機構ではこれまで平成18年度より「起業力養成講座」を徳島大学と共同で実施している。ただし本講座は、徳島市内で開催していること、平成29年度より下半期開催へと改められたことから、県南部・県西部地区及び上半期の支援が不足している。 ・そこで、「創業セミナー」を県東部・県南部・県西部の市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携して実施し、受講者40人（県東部20人、県南部10人、県西部10人）から12人の創業実現を目指す。 ・本市においては、在住者に対して窓口や広報による周知活動の実施により受講者の掘り起こしに努め、新規創業及び第二創業への機運の醸成を図り、年間5人の受講と、うち1人の創業を目指す。 ・支援対象者数 年間5人（吉野川市目標）・創業者数 年間1人（吉野川市目標） 	
創業支援事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援事業の内容<創業セミナー>【新規・特定創業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅した「創業セミナー」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「創業セミナー」は東部地区、南部地区及び西部地区において開催する。 ・講師として、中小企業診断士・税理士等の士業、創業コーディネーター等により実施する。 ・経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけることができる内容とし、全4回（1回2時間）以上の講座を、1ヶ月以上継続して実施する。 セミナーの内容等は、毎年度見直すこととする。 ・「創業セミナー」のうち、本計画における「特定創業支援事業」の要件とする講座は、「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類（【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】）のいずれかに事前に指定する（複数指定することも可とする）。 ・ただし、対象者が4つの知識のうち、事情等により一つでも受講できなかった場合は、別表2-7「個別指導事業」において、その指導内容や出席状況から、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関するいずれかの知識を習得したことが確認できた場合は、上記「特定創業支援事業」の要件の一部を満たしているものとできる。その際は、「創業計画書」（カルテ）の該当欄に、その概要（指導年月日、指導内容等）等を明記する。これにより、支援内容の範囲や支援終了の判断基準を統一化するため、支援機関に関わらず、創業者が習得する知識の平準化を図る。 ・講座と分類等の予定については、次のとおり。なお講座の構成等は、毎年度見直すこととする。 	
日時：2月～6月 場所：県東部地区、県南部地区、県西部地区 内容： <ul style="list-style-type: none"> 1日目 創業の動機と心構えについて【経営】 2日目 事業計画書の作成、初期投資の資金作りについて【経営】【財務】 3日目 商品コンセプト、マーケティングの手法について【販路開拓】 	

4日目 ビジネスの基礎知識、税務、法務【財務】【人材育成】

(2)創業支援事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

<特定創業支援事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援事業であり、要件を満たし「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援事業終了後、特定創業支援事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・市町村は、受講証明書や免許証等を確認し、特定創業支援事業証明書の交付対象者であり、次の①～③のすべての資格を満たしていると確認できた場合に、特定創業支援事業を受けた者として特定創業支援事業証明書を発行する。
 - ①4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)していること。
 - ②4回以上かつ1ヶ月以上にわたる継続的な受講をしていること。
 - ③4つの知識を身につけたと認められること。
- ・証明書の発行後市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成29年4月1日～平成32年3月31日

変更書については、平成29年10月1日～平成32年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書発行については、第13回認定日以降の申請が対象となる。

別表2－7（創業相談窓口・個別指導）【拡充・特定創業支援事業】
市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 公益財団法人とくしま産業振興機構
(2) 住所 徳島県徳島市南末広町5番8号
(3) 代表者の氏名 理事長 熊谷 幸三
(4) 連絡先 総合支援部 副部長 住友 健、主任 出葉 真悟 電話088-654-0103 FAX088-653-7910
創業支援事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・とくしま産業振興機構は、これまで創業に関する相談を通年で行っており、創業相談者は、年間延べ70人程度であり、平均10人が創業している。各種講座の受講により研鑽に努める創業希望者もいるものの、時間・場所の制約を受ける者は指導を受ける機会を得られない。潜在的なニーズを掘り起こし、相談に対し的確な個別指導を実施することで、さらに10人程度の相談に応対し、うち3人の創業を目指す。 ・吉野川市においては、在住者に対して窓口や広報による周知活動の実施により、受講者の掘り起こしに努め、新規創業及び第二創業への機運の醸成を図り、年間5人の受講と、うち3人の創業を目指す。
<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者数 年間5人(吉野川市目標) ・創業者数 年間3人(吉野川市目標)
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p><創業相談窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「創業相談窓口」では、創業を希望する者が抱える創業に必要な手続き、資金調達、税務、経理、労務等の様々な悩みに対して、内容に応じたアドバイスを創業コーディネーターが行う。 <p><個別指導> 【拡充・特定創業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別指導」は、「創業相談窓口」を通じて、特に専門的指導が必要と判断した場合に、創業コーディネーターによる個別指導を行う。 ・創業コーディネーターは、「個別指導」の対象者毎に支援開始から創業に至るまでの創業計画書を作成する。 ・創業計画書は、支援項目を【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】の特定創業支援相談内容別支援项目に分類し、各項目の知識習得の状況に合わせて、1ヵ月程度にわたり4回以上継続して支援し、全項目の知識を習得させる創業相談支援事業を「特定創業支援事業」とする。 ・ただし、対象者が別表2-6「創業支援セミナー」に参加し、そのセミナー内容や出席状況から、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関するいずれかの知識を習得したことが確認できた場合は、上記「特定創業支援事業」の要件の一部を満たしているものとできる。その際は、創業計画書(カルテ)の該当欄に、その概要(受講年月日、講座内容等)等を明記する。これにより、支援内容の範囲や支援終了の判断基準を統一化するため、支援機関に関わらず、創業者が習得する知識の標準化を図る。 ・創業コーディネーターが指導を行う際には、項目を確認しながら支援を行うこととする。 ・個別指導をする際は、支援内容を特定創業支援項目(経営・財務・人材育成・販路開拓)の分類に従い、各分野に関する偏りのない知識の習得を支援する等、効果的な指導を行う。 ・個別指導については、相談者の抱える課題に対し、ある程度解決の目処が立つまで、伴走型支援を実施する。 <p>○特定創業支援 相談内容別支援項目 相談内容 支援内容確認項目</p>

- | | |
|------|---|
| 経営 | <ul style="list-style-type: none"> ・経営理念(ビジョン、事業マインド等)が明確である。 ・経営戦略(理念をもとにどのように目標・目的を達成するのか)が明確である。 ・事業計画書(ビジネスプラン)が明確である。 ・マネジメント能力を持っている。 |
| 財務 | <ul style="list-style-type: none"> ・記帳能力がある。 ・収支(損益)計画が明確である。 ・資金繰りが理解できる。 ・資金計画(資金調達手段、返済計画)が明確である。 |
| 人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・自社にどのような人材が必要か把握している。 ・法定福利制度を理解している。 ・従業員の採用方法を知っている。 |
| 販路開拓 | <ul style="list-style-type: none"> ・市場調査ができている。 ・広告宣伝(効果的なPR方法)、販促ツール(ウェブ、チラシ、カタログ、パンフレット、ポスター等)の準備ができている。 ・店舗計画が明確である。 ・事業所の立地環境について検討済みである。 |

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・個別指導については、特に専門的指導が必要と判断した場合に、原則平日午前9時00分～午後5時45分の間に、創業コーディネーターによる指導を実施する。
- ・事業計画の策定後に、計画のより円滑な実行を支援するため、国、県、市町村等の補助金をはじめとする支援策を周知するとともに、設備及び運転資金などの資金需要については各種融資制度の案内を行う。
- ・幅広く創業希望者等に創業相談支援などの施策の周知を図る。
- ・創業支援者の名簿整理や相談支援数、目標設定などを管理し、設定した目標に対する実績や達成度についての進捗状況の把握、状況確認を行う。
- ・創業支援を受けた事業者に対しては、経営の実態や課題、課題の克服など、今後、創業を希望する者への情報提供に利用するため、実態調査等に利用することを伝え、了承を得た上で個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、実態に関するヒアリングを行うとともに、創業時設定した目標に対する数値化など進捗状況を把握し、目標の実現に向けたフォローアップを適時行っていく。

<特定創業支援事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援事業であり、要件を満たし、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・支援開始時に、「創業計画書」(カルテ)を作成し、対象者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援事業終了後、特定創業支援事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で、特定創業支援事業証明書の交付対象であることを確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成29年4月1日～平成32年3月31日

変更箇所については、平成29年10月1日～平成32年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関する証明書発行については、第13回認定日以降の申請が対象となる。

吉野川市創業支援資金保証制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で新たに事業を開始しようとする者（創業後、5年未満を含む。）に対して、金融面から新たな産業等を育成・支援することにより、地域経済の発展に資することを目的とする。

(中小企業者)

第2条 この要綱において中小企業者とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第17項各号に規定する者とする。

(創業者)

第3条 この要綱において「創業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下、「法」という。）第2条第23項各号に掲げる者で、次のいずれかに該当する個人または中小企業者をいう。

ア 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内（法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業（以下「認定特定創業支援事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6ヶ月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの

イ 事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内（認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6ヶ月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの

ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの

エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

オ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの

カ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

(取扱金融機関)

第4条 取扱金融機関（以下「金融機関」という。）は、阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫とする。

(保証の対象者)

第5条 保証の対象者は、次の各号すべてに該当する創業者に限る。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 徳島県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種に該当する者
 - (2) 市税を滞納していない者
 - (3) 金融機関から取引停止処分を受けていない者
 - (4) 協会の代位弁済による債務を負担していない者
 - (5) 償還が確実であると認められる者
- 2 次に該当するものは、前項の規定にかかわらず、融資対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 前号に規定する者が役員となっている法人
 - (3) 暴力団員がその事業活動を支配する者
 - (4) その他、公序良俗に反するなど、融資対象とするのが適当でないと認められる者

（保証条件）

第6条 保証条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金使途 創業時または創業後の事業の実施に必要な運転資金及び設備資金。
ただし、新会社設立のための資本金（株式取得資金）を除く。
- (2) 保証限度額 2,000万円以内
- (3) 貸付利率 年1.9%以下
- (4) 保証料率 0%
- (5) 保証期間 6年以内
- (6) 返済方法 月賦返済（据置期間1年以内）
- (7) 担保及び保証人 不要。ただし、法人については、代表者を保証人とする。

（保証の申込み）

第7条 この制度による保証を受けようとする者は、所定の様式による信用保証委託申込書を作成し、信用保証協会又は取扱金融機関へ提出するものとする。

（保証の決定等）

第8条 金融機関は、前条の規定により融資の申し込みを受けたときは、必要に応じて協会と協議のうえ、すみやかに融資の適否を決定し、融資を実行するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

○吉野川市ブランド認証事業所物産展等出店支援事業補助金交付要綱

平成27年3月20日

告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市のブランド認証事業所の生産及び販売の意欲の向上並びにブランド認証商品の周知の拡大を図るため、物産展等において行うブランド認証商品の宣伝及び販売に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することについて定めるものとし、この告示に定めるものほか必要な事項については、吉野川市補助金交付規則(平成16年吉野川市規則第45号)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブランド認証事業所 ブランド認証商品の製造又は生産を行う事業所をいう。
- (2) ブランド認証商品 吉野川市ブランド認証委員会において認証を受けた商品をいう。
- (3) 物産展等 公的機関の主催、共催又は後援により開催する物産展、イベント等をいう。
- (4) ブランド認証宣伝 物産展等におけるブランド認証商品の周知のためのぼり旗の設置、パンフレットの配布等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) ブランド認証事業所であること。
- (2) 市外で開催される物産展等に出店し、ブランド認証商品の販売及びブランド認証宣伝を行う者であること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、物産展等への出店について国、他の地方公共団体その他の公的機関から他の補助制度による補助がある場合は、この告示による補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 市外で開催される物産展等の主催者が定める参加負担金及び出店料(光熱水費及び備品使用料を含む。)
- (2) 県外で開催される物産展等において販売を行うブランド認証商品及びブランド認証宣伝に使用する物品の搬送(自ら行う搬送を除く。)に係る費用
- (3) 県外で開催される物産展等に参加する者に係る交通費(公共交通機関を利用する場合にあっては、当該公共交通機関の利用に係る運賃等(2人以上が参加する場合にあっては、2人分の運賃等)とし、自家用車を利用する場合にあっては、路程1キロメートルごとに15円を乗じて得た額及び高速道路料金の実費)
- (4) 県外で開催される物産展等に参加する者に係る宿泊費(1泊につき1万円(2人以上参加する場合にあっては、2万円)を限度とし、飲食代金を除く。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、交付決定の日の属する年度ごとに一の事業所につき20万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、補助事業実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の対象となる経費に係る領収書の写し
- (2) 事業の実施状況を記録した写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告の後において、補助金の交付による効果等について補助事業者に報告を求めることができる。

(補助金の経理)

第8条 補助事業者は、当該補助に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出について

ての証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならぬ
い。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成27年3月20日から施行する。

様式第1号(第6条関係)